

地籍調査事業について

1 地籍調査とは？

人には「戸籍」があるように、土地には「地籍」があります。「地籍」とは、一筆ごとの所有者、地目、面積等の経緯が記載された土地に関する記録です。

地籍調査とは、主に市町村が主体となって、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査です。

我が国では、土地に関する記録は登記所において管理されていますが、土地の位置や形状等を示す情報として登記所に備え付けられている地図や図面は、その半分ほどが明治時代の地租改正時に作られた地図（公図）などをもとにしたものです。そのため登記所に備え付けられている地図や図面は、境界や形状などが現実とは異なっている場合が多くあり、また、登記簿に記載された土地の面積も、正確ではない場合があるのが実態です。

地籍調査が行われることにより、その成果は登記所にも送られ、登記簿の記載が修正され、地図が更新されることとなります。その結果、土地の管理に役立つことになり、また、固定資産税算出の際の基礎情報となるなど市町村における様々な行政事務の基礎資料として活用されます。

なお、地籍調査は、国土調査法に基づく「国土調査」の1つとして実施されています。

地籍調査前 公図(旧土地台帳附属地図)



地籍調査後 地籍図

